

特集
選挙

9月9日、南風原町議会議員選挙が行われます。選挙は町の代表者を選ぶ大切な制度です。公平・公正な選挙が行われるよう、公職選挙法は選挙運動についてルールを定めています。



戸別訪問は禁止

全面的に戸別訪問は禁止されています。特定の候補者に投票するよう依頼したり、投票しないように依頼すること、演説会場などを知らせるための訪問は禁止されています。

ポスター掲示の承諾を口実に訪問するのもだめです。



立候補できるのは何歳から

選挙に立候補できる資格、権利のことを被選挙権といいます。

25歳から立候補可能

衆議院議員・地方議会議員・市町村長

30歳から立候補可能

参議院議員・都道府県知事

氣勢を張る行為の禁止

選挙人の注目を集めたり、威圧するために自動車等を連ねたり、チンドン屋を雇ったり、隊列を組んで往来することは禁止されています。

迷惑かけてはいけなね。



選挙運動期間は
立候補の届出から

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理された時から、投票日前日までです。

今回は
9/4~9/8まで



公職の寄付行為禁止

立候補者や議員は選挙区内寄付行為が禁止されます。

- × スポーツ大会の差し入れ
- × 祭りの寄付
- × お祝い
- × お祝儀やお中元



飲食物の提供禁止

原則として選挙運動に関し、飲食物を提供することは禁止されています。

事務所の訪問者に酒や弁当をふるまうのは禁止



のぼりの禁止

候補者の名前や顔写真の入った「のぼり」をかかげることは禁止されています。



年賀状・暑中見舞いは
出すことができない

議員は選挙区内にある者に対し年賀状・暑中見舞い等の時候の挨拶状を出すことは禁じられています。

